

引渡命令を受けた財産の使用収益請求書

記載要領

- 1 「引渡命令を受けた財産の使用収益請求書」は、国税徴収法施行令第 25 条第 1 項又は同条を準用する第 32 条の規定により、占有者が引渡命令を受けた財産の使用収益の継続を税務署長に請求する場合に使用してください。
- 2 この請求書には、必要に応じて、滞納者との契約書の写しを添付してください。